

地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方に対する意見募集について

平成 23 年 6 月 15 日
総務省自治行政局
公務員部公務員課

総務省は「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」を取りまとめました。

つきましては、平成 23 年 6 月 15 日（水）から 7 月 6 日（水）までの間、意見を募集します。

記

1 意見公募の趣旨・背景

地方公務員の労働基本権については、国家公務員制度改革基本法（平成 20 年法律第 68 号）附則第 2 条において、「国家公務員の労使関係制度に係る措置に併せ、これと整合性をもって、検討する。」とされています。

これを踏まえ、「国家公務員制度改革基本法等に基づく改革の『全体像』（平成 23 年 4 月 5 日 国家公務員制度改革推進本部決定）においては、「地方公務員制度としての特性等を踏まえた上で、関係者の意見も聴取しつつ、国家公務員の労使関係制度に係る措置との整合性をもって、速やかに検討を進める」とされ、総務省において「地方公務員の労働基本権の在り方に係る関係者からの意見を伺う場」を開催し、関係者からの御意見を伺ったところです。

今般、この場での意見や国家公務員に係る法案の内容を踏まえて、総務省としての「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」を取りまとめたところです。

総務省としては、本「基本的な考え方」について、国民の皆様から御意見をお伺いし、地方公務員についての新たな労使関係制度の具体化に向けた検討を進めてまいります。

2 意見募集期間

平成 23 年 6 月 15 日（水）から 7 月 6 日（水）※郵送の場合は、同日必着

3 意見募集対象

（別添）「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」

4 意見提出方法

以下のいずれかの方法により、送付してください。

①電子メールの場合

メールアドレス：chihoukoumuin@soumu.go.jp

総務省自治行政局公務員部公務員課あて

② F A X の場合

F A X 番号：03-5253-5552

③ 郵送の場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省自治行政局公務員部公務員課あて

※電話による御意見は受け付けておりません。

5 意見提出様式

様式は任意ですが、以下の事項については、必ず御記入ください。

- ①氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）
- ②住所（所在地）
- ③連絡先電話番号（お持ちであればF A X 番号及びメールアドレス）
- ④職業
- ⑤意見内容

6 その他

- ①いただいた御意見に対し、個別の回答はいたしませんので御了承ください。
- ②いただいた御意見につきましては、御氏名、御連絡先を除き、すべて公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おき下さい。なお、意見提出者が法人又は団体の場合につきましては、その名称及び代表者の氏名を公表させていただく場合があります。
また、御意見中に、個人を特定できる情報がある場合等につきましては、当該部分を除いて公表させていただく可能性があります。
- ③電話番号等につきましては、意見内容の確認をする場合に使用することがあります。